

専門的な児童・思春期精神科外来医療の評価

骨子【Ⅲ－3（8）】

第1 基本的な考え方

児童・思春期の精神疾患患者に対する専門的な外来診療の機会を確保する観点から、20歳未満の患者に対する通院・在宅精神療法について、児童・思春期の患者に専門的な精神科医療を提供している保険医療機関を評価する。

第2 具体的な内容

特定機能病院や児童・思春期精神科の専門的な外来診療を提供している保険医療機関が行う、20歳未満の患者に対する通院・在宅精神療法について、より手厚い評価を行う。

1. 16歳未満の患者に精神療法を行った場合の評価

(新) 児童思春期精神科専門管理加算1 500点(1回につき)

2. 20歳未満の患者に、発達歴や社会的状況等についての専門的な評価を含む60分以上の精神療法を行った場合の評価

(新) 児童思春期精神科専門管理加算2
1,200点(初診から3ヶ月以内に1回)

[施設基準]

(1) 以下を全て満たしていること。

- ① 現に精神保健指定医であって、精神保健指定医に指定されてから5年以上主として児童・思春期の患者の精神医療に従事した経験を有する専任の常勤医師及び児童・思春期の患者の精神医療に従事した経験1年以

上を含む精神科の経験3年以上の専任の常勤医師が、それぞれ1名以上勤務していること。

② 児童・思春期精神科に専任の精神保健福祉士又は臨床心理技術者が1名以上配置されていること。

③ 過去6ヶ月間に精神療法を実施した16歳未満の患者の数が、月平均40人以上であること。

(2) 診療所については、(1)に加え、過去6ヶ月間に精神療法を実施した患者のうち、50%以上が16歳未満の者であること。